

平成28年(家イ)第293号 面会交流調停事件
申立人 [REDACTED]
相手方 [REDACTED]

主張書面 (1)

平成29年1月31日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部 御中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

虎ノ門東洋ビル8階

馬場・澤田法律事務所(送達場所)

電話 03(5510)7703

FAX 03(5510)7704

相手方手続代理人弁護士 澤 田 和 也

同 長 森



第1 本件申立てに対する審判について
本件申立てを却下するとの審判がされるべきである。

第2 本件申立てを却下すべき理由

1 長男の引渡しに至る経緯及びその後の経緯

申立人は相手方に無断で長男を連れ去り、以後長男の引渡しも面会も拒否した。平成27年10月7日には相手方を長男の監護者と仮に定め、相手方に仮に引渡す旨の審判前保全処分が発令されたが、申立人が頑なに引渡しを拒むため、相手方は、多大な苦労をして長男の引渡しを実行させなければならなくなつた。その経過は別紙事情説明補充書記載のとおりである(以下、特に定義したものを除き、同事情説明補充書記載の略語を使用する。)。

本調停も上記引渡しをめぐる経過の中で申し立てられたものである。平成28年3月28日に人身保護請求の判決によって長男の引渡しがされた後に申立

人が申し立てた手続は以下のとおりである。

平成28年3月28日 人身保護請求の判決に対する上告及び上告受理申立て

平成28年4月1日 長男の監護者を申立人に変更し、長男を申立人に引き渡すことを求める審判及び同審判前保全処分の申立て
(御庁平成28年(家)第306, 307号, 同(家口)第22, 23号事件)

平成28年4月7日 長男との面会交流調停申立て(御庁平成28年(家イ)第293号)

平成28年9月9日 長男及び次男との面会交流調停申立て(以下「本件調停」という。)

2 申立人の長男に対する異常な執着

申立人は、平成27年9月6日に長男のみを連れ去って以降、本件保全審判、間接強制決定及び本件本案審判が続けて発令されているにもかかわらず、人身保護請求の判決言い渡しの日まで長男の引渡しを一切拒否して長男の監護に執着してきたが、この間、次男との面会交流を求めたり、次男の監護権を主張したりしたことは一度もない。

長男の監護権については、平成28年1月25日に長男の監護者を相手方に指定する本件本案審判がされ、同年3月14日に同審判に対する即時抗告が棄却されたことにより相手方が監護者となることが確定し、長男の引渡しの問題も、同月28日の人身保護請求の判決言い渡しの日に、長男を相手方に引き渡す旨の判決が言い渡され、長男が相手方に引き渡されたことにより決着した。

しかし、申立人は、同日中に同判決に対する上告及び上告受理申立てを行ったばかりでなく、そのわずか4日後の平成28年4月1日には、長男の監護者を申立人に変更し、長男を申立人に引き渡すことを求める審判及び同審判前保全処分を申し立て、さらには同月8日に長男のみを対象とする面会交流を求める調停を申し立てている。

このように、申立人は、同年3月28日にいったんは長男を相手方に引き渡したもの、その結論には納得しておらず、直ちに長男の引渡しを求める審判

及び審判前保全処分を申し立てていることからみて、長男の取り戻しのためにあらゆる手段を講じようとしていることが明らかである。上記面会交流の調停も、非監護親として子どもとの交流を希望するのであれば、長男及び次男を対象として申立てをするのが通常であるところ、調停申立てのタイミングや、長男のみを対象としていることからすれば、相手方としては、同調停が長男の身柄確保の一環として申し立てられたものと考えざるを得ない。そして、このことは、本件調停が改めて長男及び次男を対象として申立てられているとしても同様である。

よって、申立人と長男及び次男の交流を認めれば、再び申立人が長男を連れ去り、同種紛争が繰り返される可能性が高く、この可能性を払拭し得ない以上、交流を認めるべきではない。

3 申立人の精神状態

申立人代理人が前記平成28年4月1日申立てにかかる審判前保全処分において提出した準備書面によれば、申立人は、長男を引き渡した後、希死念慮が強まっているとのことであり（乙15），前記のとおり長男に異常な執着を見せる申立人が、交流に際していかなる行動に出るのか予測ができず、長男の心身のみならず、生命の危険すらある。

4 婚姻費用及び間接強制金の不払い

申立人が平成27年12月22日に申し立てた婚姻費用分担調停及び平成28年4月4日に申し立てた離婚調停は、乙第14号証の調停条項案をもって成立を目指し、主として財産分与の調整のみを残していたが、それまでの調停経過に反し、突如申立人が、円満調整を求めるなどと述べたため、平成28年9月5日の期日をもって調停不成立となり、婚姻費用分担の審判は同月26日に発令された（乙16）。

しかし、上記審判で示された婚姻費用のうち、73万8000円は支払われていない。また、平成28年9月分以降の婚姻費用のうち、9月分は一切支払われておらず、10月は10月24日に2万8000円が、11月は11月29日に3万円が、12月は12月21日に2万8000円が、平成29年1月

は1月27日に2万7000円が支払われているのみである。

これら中途半端な額の送金が婚姻費用の内金としての送金かどうか、相手方側には不明であるが、申立人は、別途係属中の離婚訴訟（平成28年9月15日に提起。さいたま家庭裁判所越谷支部平成28年（家）第76号離婚等請求事件）において、「給与のほとんどを原告に差し押さえられているが、それは婚姻費用だと考えている。」などと主張しているので、上記送金は、毎月の給与から差し押さえられた金員を婚姻費用の内金として計算し、婚姻費用の月額8万2000円に不足する分を上記のとおり送金している趣旨ではないかと推測される。

しかし、いうまでもなく、申立人の給与の差押えの被保全債権は間接強制金であり（乙8）、婚姻費用ではない。したがって、申立人は、長男を連れ去った平成27年9月6日以降、現在までの間、婚姻費用としては合計金11万3000円しか支払っていない。

また、間接強制金についても、未だ給与の差押えを通じて回収を継続しており、全額が支払われていない。

5 基本的な信頼関係を欠くこと

申立人と相手方との間で長男の引渡しをめぐる深刻な紛争が生じていたことは前記第1記載のとおりである。相手方は、一連の紛争を通じて、精神的に疲弊しているのみならず、申立人に対する強い不信感や嫌悪感を抱いている。このような申立人と相手方の相互の不信感は深刻であり、容易に解消できるものではない。申立人と未成年者らとの面会交流を実施するにあたっては、申立人と相手方との協力関係を築くことが必要不可欠であるが、こうした状況においては協力関係を築くことは不可能である。

このような状況において面会交流を実施すれば、未成年者らが無用な葛藤を生じ、面会交流が子の福祉に合致しないことが明らかであり、認めるべきではない。

6 間接交流について

相手方は、本件調停の第1回調停期日において、調停委員から提案のあった、

2か月に1回程度未成年者らの写真を送付する方法による間接的な交流を内容とする調停案について、これに応じる旨を述べた。

しかし、これは、前記第1のとおり、長男の引渡しをめぐる深刻な紛争対応に相手方が疲弊しており、別途離婚訴訟も係属している中で、さらに本件調停による手続対応を行うことを避けたく、早期解決による決着のためにやむを得ずしたものであって、間接的な交流も相手方にとって不本意なものである。

しかるに、申立人は、第1回調停期日において上記提案に応じる意向を示しながら、期日の続行を希望し、第2回調停期日において、意向を撤回して、直接的な交流を求めた。

よって、相手方も前記意向を撤回し、間接交流も含めた一切の面会交流について反対する。

申立人は、裁判所の命ずる長男の引渡しに応じずに前記第1のような深刻な紛争を引き起こしたのみならず、その後も間接強制金の支払義務も履行せず、婚姻費用の支払義務も履行していない。相手方は、このような申立人に面会交流として、相手方に対して何らかの対応を求める資格はないと考えるものであり、間接交流にも応じる意思はない。

また、写真は未成年者らの連れ去りなどに悪用されかねないところ、前記2及び3記載の事情に鑑みれば、未成年者らの福祉の観点からも、間接的な交流も認めるべきではない。

7 まとめ

以上の諸事情に鑑みれば、未成年者らと申立人の交流は子の福祉に反することが明らかであり、直接交流はもちろん、間接交流も認めるべきではないから、本件申立ては直ちに却下されるべきである。

以上